

登米市「地産地消マーク」を募集します。



地産地消とは、地域生産・地域消費を略した言葉で、「地域で生産されたものを地域で消費すること」を意味します。この地産地消は、地場農産物の消費拡大のほか、「健全な食生活の実現」、「地域の環境保全」、「伝統的な食文化の継承」、「子どもたちへの食の教育」、「農業所得の向上」、「地域活性化」など、さまざまな効果があります。

募集目的

市では、消費者や生産者、飲食店、量販店、農産加工関係者など、お互いの顔が見える関係を築き、新鮮で安全・安心な地場農産物の活用を進めるため、地産地消のシンボルとなるマークを募集します。

募集するマーク

- 「登米市」は米、野菜、畜産、花、果樹などの宝庫であることや、消費者、生産者、飲食店、量販店、加工関係者などが一体となって地産地消を進めていくイメージにふさわしいマークであること。
- 色数は自由とする。グラデーション（ぼかし・濃淡）は不可。
- 単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。
- ほかの地方公共団体などで定めるマークや、商標などと類似しないデザインであること。
- 自作の未発表作品であること。

応募資格

- 宮城県内に住所を有し、現に居住している人。
- 選定に当たる関係者は除く。

応募方法

- 1人何点でも応募可能。
- 専用応募用紙または縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙（天地を明示）を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
- ※応募用紙は、各総合支所窓口、各公民館、市内JA金融窓口、県内各合同庁舎、県庁に備えています。
- ※市のホームページからも応募用紙をダウンロードできます。
- デザインのほか、「デザインの趣旨」、「郵便番号」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」、「電話番号」を用紙に記載すること。
- 封書による郵送か、直接持参する場合は産業経済部農産園芸課（中田庁舎内）または各総合支所地域生活課産業建設係へ提出すること。
- ※デザインの趣旨を尊重するため、電子メール、ファクシミリによる応募は受け付けません。

応募期間

平成18年9月1日（金）～9月29日（金）

選考方法

応募された作品の中から候補4点を選考し、その中から採用作品1点を決定します。

賞品

- 最優秀賞（採用作品）1点 地域特産品3万円相当
- 優秀賞（候補作品）1点 地域特産品1万円相当
- 佳作（候補作品）2点 地域特産品5千円相当

その他

- 応募作品は返却しません。
- 採用された作品を使用する際、必要に応じて採用された作品の趣旨を著しく損なわない範囲で、修正する場合があります。
- 採用作品に関する一切の権利は、登米市に帰属します。

応募先
問い合わせ

登米市産業経済部 農産園芸課 園芸振興係
〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
☎0220(34)2713 <http://www.city.tome.miyagi.jp/>

地産地消推進店

になってみませんか？

登米市地産地消推進本部では、市民皆さんが地元で生産された安全で新鮮な農産物を購入・消費する機会を増やし、地元農産物への愛着と「食」と「農」への理解を深めてもらうため、「登米市地産地消推進店」の制度を始めました。そこで、地産地消に協力してもらえる市内の直売所や旅館、ホテル、飲食店、量販店、小売店、菓子製造業、その他加工食品を製造する業者などを対象に「登米市地産地消推進店」を募集します。

申請者の要件

- ①市内で営業し、市内産農産物を販売または使用した商品を提供する事業者であること。
- ②地産地消の趣旨に賛同する事業者であること。

認定基準

- 共通事項
- ①店内・施設内の表示やメニューなどで、地産地消と市内産農産物のPRを行うと認められる事業者であること。
- ②市内産農産物の販売または使用などを、今後を増やしていくという意欲があること。

- ③認定の内容をホームページで紹介することや、報道機関などのメディアにより紹介し、また紹介されることを承諾する事業者であること。

■販売店（直売所、量販店、小売店など）

- ①市内産農産物を年間通して常時販売していること。
- ②生産した地域と生産者の氏名表示を行っていること。
- ③市内産農産物の売場を設け、その販売コーナーの表示を行っていること。

■旅館、ホテル、飲食店、菓子製造業、その他加工食品を製造する業者など

- ①料理または弁当を販売している場合には、年間通して使用している市内産農産物があること。
- ②農産物を販売している場合には、市内産農産物を年間通して販売し、その販売コーナーの表示を行っていること。
- ③農産物を加工し販売していること。

申請方法

産業経済部農産園芸課（中田庁舎2階）にある所定の申請書に必要事項を記入の上、直接または郵送で同課へ申請してください。

※市のホームページからも申請書をダウンロードできます。

推進店の特典

認定証、認定ステッカー、のぼり旗を交付するとともに、市のホームページで店の紹介と併せ、認定の内容を公開します。

認定期間

推進店の認定期間は、認定日から2年間です。

問い合わせ

登米市産業経済部 農産園芸課 園芸振興係
（登米市地産地消推進本部事務局）
〒987-0602
登米市中田町上沼字西桜場18番地
☎0220(34)2713